

## 要項

### 趣旨

「都市文化」という語が、かつてほどに明確な意味を持たなくなっている。このたび、株式会社高島屋と東神開発株式会社が設立する「高島屋・東神開発都市文化賞」は、こうした曖昧さを出発点に、改めて都市文化という概念を問い直す試みである。言い換えれば、本賞は都市文化という概念を再び「問い」に戻す装置でもある。

### 選考対象

毎年1月以降、1年間に刊行された日本語の著作物を対象とする。

### 正賞・副賞

大賞受賞者（受賞作の著者）には賞状と記念品、副賞100万円を贈呈。あわせて受賞記念イベントを開催する。特別賞受賞者（受賞作の著者）には賞状と記念品、副賞20万円を贈呈。

### 授賞の対象

現代における都市文化を、商業や消費等の観点から独創的な視座のもとに分析し、私たちの社会、そして将来に新たな示唆をもたらすような優れた表現活動を挙げた著作物を顕彰する。

### 受賞発表の時期

翌年1～5月の推薦・審査期間を経て、6月に発表する。

### 選考方法

#### （審査員）

株式会社高島屋と東神開発株式会社は、さまざまな部門から、現代の都市文化を表するにふさわしいと考える者に対し審査員を委嘱する。

#### （推薦委員）

審査員は、各自推薦する推薦委員を10名程度選出する。その他、40名程度の推薦委員（研究者、学芸員、書店員、編集者など、都市文化に関心を寄せる有識者）を株式会社高島屋と東神開発株式会社から選出し、合計約100名を選考の候補となる著作物の推薦委員とする。

#### （推薦と審査）

選考にあたっては、推薦委員協力のもと、審査員が受賞作を選出する。

- ① 推薦委員は「高島屋・東神開発都市文化賞」の趣旨に鑑み、各1冊程度（最大3冊まで）を選書し、推薦委員から選書された著作物を選考候補作とする。
- ② 1次審査にて、選考候補作から、各審査員が各複数冊を選書する。
- ③ 2次審査にて、各審査員が選書した中から、受賞作を選書する。

### (選考にあたっての倫理規定)

審査員及び推薦委員は、常に公平な選考が行われるよう配慮する必要がある。審査員及び推薦委員は、次に掲げる事由が生じ又は生じるおそれがある場合、株式会社高島屋と東神開発株式会社に対してその旨を通知しなければならない。審査員又は推薦委員は、次に掲げる事由に該当すると自ら判断し、または株式会社高島屋と東神開発株式会社において判断される場合は、審査員若しくは推薦委員を辞退し、又は推薦若しくは審査の一部に参画しない、候補作を選考対象外にするなど必要な措置を講じるものとする。

- ①審査員又は推薦委員が、受賞候補作の企画、監修・指導、著作等に関わっている場合
- ②審査員又は推薦委員と受賞候補者との間に利益相反関係がある場合（受賞候補者との間に親族関係、師弟関係又はそれらと同等の親密な個人的関係がある場合を含むがこれに限られない）
- ③審査員が、連続して10年を超えて審査員を委嘱される場合
- ④その他審査員又は推薦委員において、選考の公平性に疑義を生じうる事由が認められる場合

2025年6月策定

2026年6月改定